

平成 25 年 6 月 5 日

玄海町立小中学校基本構想等検討委員会 学校運営作業部会（# 1）

1. 開会（事務局）
2. 教育委員会あいさつ
3. 協議事項
 - （1） 学校運営作業部会の部会員構成及び部会運営について
 - （2） 部会長、副部会長の選出について
 - （3） これまでの経過と小中学校基本構想等検討委員会における仮決定事項等について
 - （4） 学校運営作業部会の協議事項（案）・スケジュールについて
 - （5） その他
4. 次回開催について
5. 閉会

玄海町立小中学校基本構想等検討委員会部会運営要領

1. 設置

玄海町立小中学校基本構想等検討委員会(以下「委員会」という。)において仮決定した項目および内容に基づき、玄海町立小中一貫校の最適な教育環境を協議、検討し、提案するため、委員会に作業部会(以下「部会」という。)を設置する。

2. 委員会の仮決定項目および内容

別紙1に示すとおり。

3. 部会と業務

部会は、小中一貫校の教育にかかる事項について検討し、委員会に提案を行う。

(2) 5つの部会を置き、次の業務に携わる。なお、検討協議する事項は部会で協議する。

①学校運営作業部会

校名、校歌、校章、学校目標など学校経営にかかわる事項

②学校支援作業部会

PTA・育友会の編制や計画、学校支援ボランティア形成など学校支援にかかわる事項

③事務作業部会

設備や備品、法定帳簿の管理や移動など学校校務にかかわる事項

④教育課程等作業部会

教育課程の編成、学級編成、年間計画、学校行事など教育にかかわる事項

⑤通学作業部会

通学環境や通学方法などにかかわる事項

4. 部会の構成

部会は、次に掲げるものから教育委員会が委嘱する。

①保育園児保護者小学生保護者

②小学生保護者

③中学生保護者

④小中学校教職員

⑤学校支援等に識見を有する者

⑥その他、専門的な知識を有する者

5. 部会員の任期

部会員の任期は、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。なお、補欠員の任期は前任者の残任期間とする。

6. 部会長と副部会長の選任

(1) 部会に部会長と副部会長を置く。

- (2) 部会長は、原則として校長とし、部会を総括する。
- (3) 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代行する。

7. 部会の運営

- (1) 会議は部会長が招集する。
- (2) 部会で必要があると認めたときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- (3) 会議は公開とする。ただし、部会で決定したときは、非公開とすることができる。
- (4) 部会の書記は事務局が担当する。

8. 事務局

各部会の事務局は教育委員会事務局とし、庶務を処理する。

9. 委任

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、検討委員会で協議し、定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

玄海町立小中学校基本構想等検討委員会仮決定事項

項 目	内 容
①学年区分	・ 4年－3年－2年に区分する。
②小中合同会議	・ 必須行事を設定 ・ 行事の選定は、教員や保護者等を含めた部会で協議 ・ 選定の際は、学年区分や学年の目標、役割を意識して行事を決定
③部活動種目	・ 部活動の対象者は7年生以上 ・ 種目は、部会等で協議するが、現在の種目を基本とする ・ 外部指導者を積極的に活用する
④学校体力向上 取組み	・ 現在行っている取組み(歩数調査等)を継続 ・ 新たな取組みや運営形態は部会等で協議
⑤給食提供法	・ 給食調理場の運営は町に一任 ・ ランチルームでの配膳方法は食缶配膳方式を採用 ・ 給食費の徴収は、徴収員が徴収 ・ 朝食、夕食の提供は無し
⑥立腰教育	・ 小中全学年で実施
⑦独自試験	・ 現在の ASU 検を継続実施
⑧独自学習	・ 玄海町独自の学習内容を設置 ・ 内容は部会等で協議
⑨外国語活動	・ 1年生～4年生も外国語活動を実施 ・ 全学年で外国語活動を行う
⑩夜間学習制度	・ 対象は、9年生のうち希望者 ・ 学校校舎内で、2時間程度実施 ・ 試行を25年度に実施
⑪通学手段	・ 徒歩または自転車での通学が基本 ・ 通学に支障がある場合は、通学バス等を運行 ・ 通学バスの対象は小学生2.5km以上、中学生4km以上を基本 ・ 下校時は、1～6年、7～9年の2便 ・ 自転車利用を推進し、補助制度等も検討
⑫持続発展教育 (ユネスコスクール)	・ (現在は小学校のみのため)全学年ユネスコスクールとして、取組みを継続する
⑬ステップ学習	・ 対象学年は低学年(1～4年)、教科は算数 ・ 子どものレベルに応じたクラス分けを行う ・ 学年に捕われない ・ 理解が進んでいる子どもは難易度を上げ、理解が進まない子どもは習熟度を高める

⑭昼仮眠制度	・ 検証を行い、導入可否を協議
⑮授業時間	・ 授業の始業時間を全学年統一
⑯ I C T活用	・ 全生徒、全教員にタブレットを配布し、授業や家庭学習、学校生活に活用 ・ I C T機器の充実と授業で活用
⑰保育園・高校との連携	・ 今後も保育園・高校と継続して連携 ・ 連携方法は部会等で協議
⑱保護者との連携	・ コミュニティスクールの形式を取り入れた学校運営 ※コミュニティスクールでは、保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられ、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べるといった取り組みが行われる。 これらの活動を通じて、保護者や地域の皆さんの意見を学校運営に反映させることができる。
⑲地域との連携	・ コミュニティスクールの形式を取り入れた学校運営
⑳制服	・ 導入する ・ 対象学年やデザイン等は、継続審議
㉑校名・校歌・校章・校訓・校旗	審議中
㉒保護者メール	・ I C T活用に連動して、継続運用
㉓学校校納金	・ 現状どおり、徴収袋で子どもを介し、徴収 ・ 校納金の取扱いは事務職員が行う
㉔二学期制	・ 現状の三学期制の中で授業時間等を増やす取組みを実施する
㉕かばん	・ 1～4年生はランドセルの使用を推奨、5年生からはスリーウェイバックの使用を許可
㉖上靴	・ 現状使用しているバレエシューズタイプを導入
㉗掃除と掃除道具	・ 掃除頻度は毎日実施 ・ 掃除道具は床材に合った道具を使用

(3) これまでの経過と小中学校基本構想等検討委員会における仮決定事項等について

ア. 昭和 45 年～平成 15 年まで行われた中学校統合に関する協議は、割愛。

イ. 平成 19 年玄海町教育環境を考える検討委員会の提言

- i) 小学校・中学校の適正規模として、1 クラス 30 名程度、2 学級以上が望ましい
- ii) 町内小学校 1 校・中学校 1 校に統合するのが望ましい
- iii) 牟形小・仮屋小の 1 クラス 10 名以下を早急に対処
- iv) 小中学校の連携が重要。小中学校とも同一敷地内が望ましい

ウ. 玄海町立有浦小・牟形小・仮屋小統合

平成 22 年 3 月 31 日 3 小学校を閉校

平成 22 年 4 月 1 日 有徳小学校を開校

エ. 平成 22 年度玄海町教育環境を考える検討委員会の答申（平成 23 年 3 月）

i) 諮問

- ・有徳小学校新校舎建設について
- ・有浦中学校及び値賀中学校の統合について

ii) 答申

有徳小学校新校舎の建設及び有浦中学校・値賀中学校の統合にあたっては、これまでの提言や答申を踏まえ、

- ・小中一貫教育を前提とし、4 校統合または中学校区で行う
- ・建設場所、規模、建設期間、施設・整備等の内容は、将来を担う子供たちを育成するにふさわしい教育環境とする。
- ・町民への十分な説明を行い、おおかたの理解を得る。

オ. 教育委員会の方針（平成 23 年 4 月）

- i) 四小中学校を統合し、一小学校一中学校による小中一貫教育を行う。
- ii) 校舎は小中一体型とし、玄海町大字新田 1 8 0 9 番地 6 に建設する。
- iii) 小中一貫校は、平成 27 年 4 月開校を目指す。

カ. 住民説明会（平成 23 年 4 月～平成 24 年 2 月）

教育委員会の方針について、各地区・団体を回り説明会を開催。

キ. 議会の決議（平成 24 年 3 月）

これまでの検討・協議内容や住民説明会の状況等を説明。

平成 24 年 3 月議会において、小中一貫校の設置を推進する決議がなされた。

ク. 検討委員会の発足

平成 24 年 3 月玄海町立小中学校基本構想等検討委員会を発足。

- i) 玄海町立小中学校の施設整備並びに教育ビジョンに関して、検討協議を行う。
- ii) 構成する委員は、保育園・小学校・中学校に子供を持つ保護者、教育に知識を有する方とし、12 名に委嘱。その他に、施設整備等に知識を有する方を講師として、参画。
- iii) 平成 24 年 3 月に発足し、平成 25 年 4 月までに計 18 回の会議を開催。

- iv)協議にて仮決定された内容は、施設整備や学校運営の基盤としていく。
 - v)検討委員会で仮決定された内容を具体的に検討協議する部門として、作業部会を設置。
- ケ. 施設整備に関する仮決定を踏まえた校舎概要
- i)建設に関する詳細な設計（実施設計）にこれまで協議した内容を反映。
 - ii)詳細な内容については、別紙のとおり。
- コ. 教育ビジョンに関する仮決定内容
- i)学校運営に関する項目の仮決定内容は、別紙のとおり。

(4) 学校運営作業部会の協議事項(案)・スケジュール(案)について

①学校運営作業部会の協議事項(案)とスケジュール(案)

校名・校歌・校章・校旗、組織など学校を運営するうえで、基礎になる事項を協議する。

なお、検討委員会並びに教育委員会には、会議のつど報告を行い、議会特別委員会にも報告を行う。

	一応の 期限	H25 年度											H26 年度										
		6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
作業部会	—	①	②		③		④		⑤		⑥	⑦		⑧		⑨		⑩		⑪		⑫	⑬
(ア)校名	H26.04		●		● ★						● ★	▲	●	★									
(イ)校則	H26.10										●						▲	●	★				
(ウ)校歌	H26.12													●						▲	●	★	
(エ)校章・校旗	H26.10										●						◆	●	★				
(オ)制服	H26.10				●												▲	●	★				
(カ)学校運営 協議会	H26.03		●								▲	●	▼									▲	● ★
(キ)閉校式	H25.12		●							▼													
(ク)開校式	H26.12										●								◆	●			
(ケ)その他																							

▲：作業部会での決定時期

▼：予算申請時期

◆：作業部会の決定及び予算申請時期

●：検討委員会または教育委員会の決定時期

★：議会または特別委員会への提案時期

②協議方法（案）について

(ア)校名

- ・校名の選定方法や手順について、協議し、選定方法を決定
- ・決定した選定方法等を検討委員会→教育委員会→議会特別委員会で報告
- ・校名選定
- ・選定後、検討委員会→教育委員会→議会特別委員会に報告
- ・報告後、学校設置条例の変更を伴うため、議案を上程
- ・校歌、校章、校旗の製作にかかわるため、H26年4月までに決定

(イ)校則

- ・小中一貫校における校則や生活の決まりごとを協議
- ・生徒手帳等を製作する場合、予算申請等を考慮し、H26年10月を目途に決定

(ウ)校歌

- ・校名決定後、校歌の製作方法について協議
- ・校歌製作
- ・各学校での練習時間を確保し、H26年12月を目途に製作完了

(エ)校章・校旗

- ・校名が決まるまでに、校章の製作方法を決定
- ・校名が決まり次第、校章・校旗製作に入る
- ・校旗の製作期間確保と予算申請を考慮し、H26年10月を目途に決定

(オ)制服(標準服)

- ・制服(標準服)の運用方法と選定方法について協議
- ・制服(標準服)の選定
- ・採寸や製作等が必要なため、H26年10月を目途に決定

(カ)学校運営協議会(コミュニティスクール)

- ・コミュニティスクール等事業委託の実施に向けた協議
- ・H26年3月にH26年度コミュニティスクール等事業委託を申請
- ・コミュニティスクールの組織・運営体制づくりなど具体的な検討
- ・H27年2月を目途に組織・運営体制等を決定

(キ)閉校式

- ・閉校式について、本作業部会で進めるか、各学校で進めるか協議
- ・各学校で進める場合、各学校にゆだねる。
- ・閉校式に必要な予算は、できればH25年12月に申請

(ク)開校式

- ・開校式の実施有無、実施内容について協議
- ・開校式に必要な予算申請を考慮し、H26年12月を目途に決定

(ア)校名の選定方法(案)

a. 校名選定参加者

(a)個人 … 1名校名選定者を決める

(b)団体

- 町民
- 県民
- 全国
- 誰でもOK

b. 募集範囲

(a)学校名と通称・愛称(〇〇学園・〇〇小中一貫校など)を一緒に募集する

(b)学校名を決めた後に通称・愛称を募集する

c. 応募の方法

(a)はがきや応募用紙を使用した郵送による方法

(b)メール等による方法

(c) インターネットの応募フォーム等を使用した方法

(d)その他

d. 応募条件

(a)記名の有無

(b)一人一応募か、複数応募可か

(c) 漢字、ひらがな、カタカナなど表示方法

(d)既存校名の採用可否

(e) 応募校名に対する理由有無

(f)応募するうえで、イメージしてもらう内容

e. 部会での選定方法

(a)応募数だけで選定

(b)応募数と部会検討・協議により選定

(c) 応募数から絞りこみ、それに対して投票により選定

f. 部会案の報告方法

(a) 1案に絞って報告

(b)複数案に絞って報告し、検討委員会又は教育委員会で1案に決定

補足資料

学校運営協議会(コミュニティスクール)について

1. 法令（地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第四十七条の五）
第四十七条の五 **教育委員会**は、教育委員会規則で定めるところにより、
その所管に属する学校のうちその**指定する学校**(以下この条において「指定学校」という。)の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、**学校運営協議会を置くことができる。**
← 学校運営協議会の設置をすることができる
2. **学校運営協議会の委員**は、当該指定学校の所在する**地域の住民**、**当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者**その他**教育委員会が必要と認める者**について、**教育委員会が任命**する。
← 委員は、住民や保護者などで構成する
3. 指定**学校の校長**は、当該指定**学校の運営**に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について**基本的な方針を作成し**、当該指定**学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。**
← 学校運営の基本的な方針について、学校運営協議会の承認が必要
4. **学校運営協議会**は、当該指定**学校の運営に関する事項**(次項に規定する事項を除く。)について、**教育委員会又は校長に対して、意見を述べる**ことができる。
← 学校運営について、意見を述べる事が可能
5. **学校運営協議会**は、当該指定**学校の職員の採用その他の任用に関する事項**について、**当該職員の任命権者に対して意見を述べる**ことができる。
この場合において、当該職員が**県費負担教職員**(**第五十五条第一項**、**第五十八条第一項**又は**第六十一条第一項**の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。)であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
← 学校運営協議会は、教職員の人事に対して意見を述べる事が可能
6. 指定**学校の職員の任命権者**は、**当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重する**ものとする。
← 教委は、学校運営協議会の教職員人事に対する意見を尊重する
7. 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。
8. 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

2. 学校運営協議会（コミュニティスクール）の概要

項目	コミュニティスクールによる学校運営
目的	①学校と地域の人々（保護者・地域住民等）が目標を共有し、一体となって地域の子どもたちをはぐくんでいく。 ②子どもの豊かな育ちを確保するとともに、そこに関わる大人たちの成長も促し、ひいては地域との連携を強め、地域づくりの担い手を育てることにつなげる。
組織と役割	学校運営協議会（校長、保護者、地域の方、教委など）を設置し、 ①校長の学校運営基本方針を承認する。 ②学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べる。 ③教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べる。
効果	①学校と地域がみんなでよく考え、話し合う。 ②同じ目標に向かって、（学校、地域、保護者が）一緒に活動を行う。 ③校長を中心に学校の組織としての力を引き出す。 ④特色ある教育環境を形成する（地域学など）。

3. 学校運営協議会（コミュニティスクール）について

次ページ資料参照。